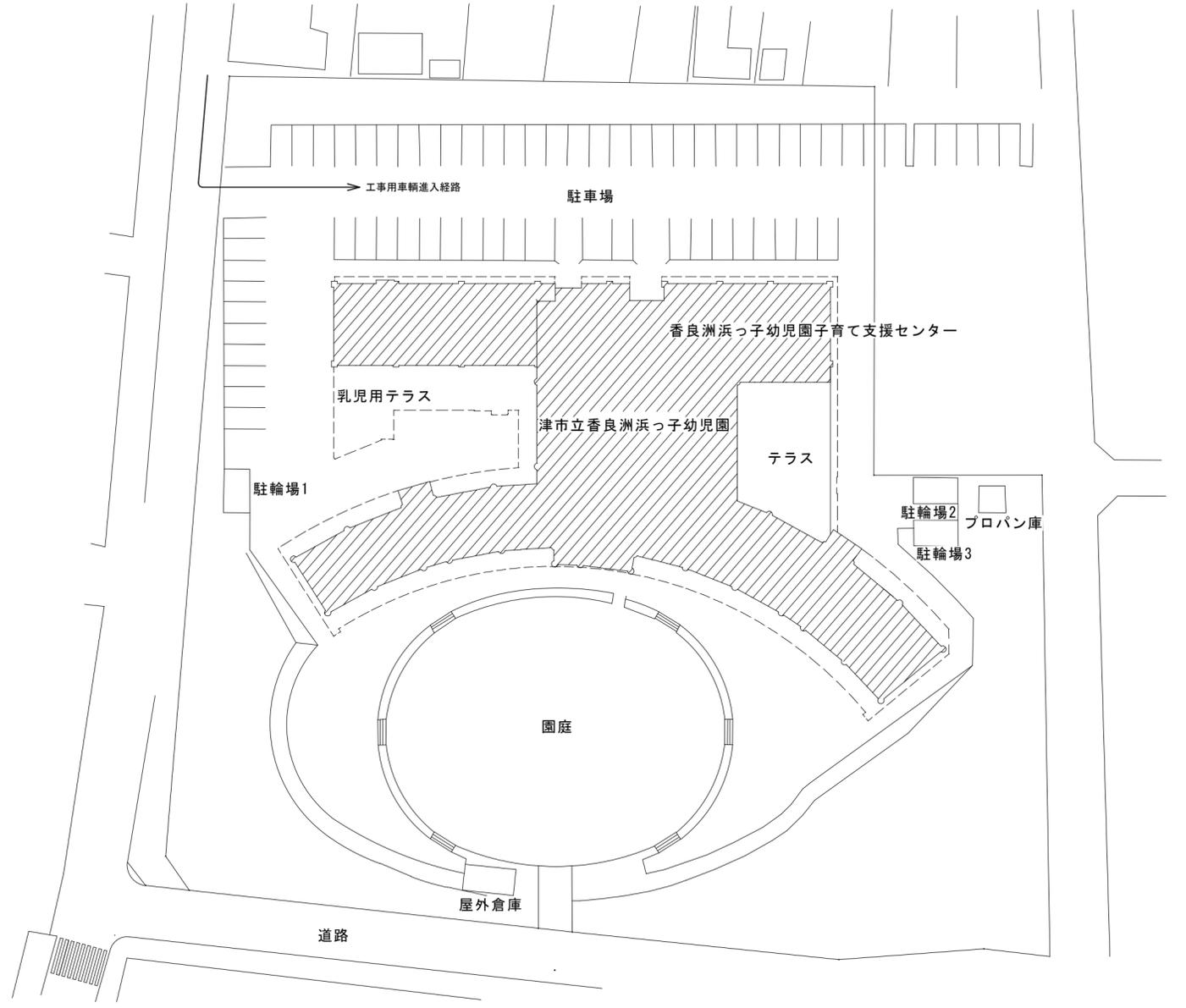


位置図



配置図 S=1/500

工事対象範囲を示す

特記事項

【工事概要】

- ・既設和便器を撤去し、洋風便器を新設する。
- ・既設和便器周りのコンクリート撤去、復旧（床仕上げ共）をする。
- ・既洋風便器用のコンセントを新設する。

【施工条件】

- ・契約締結後速やかに詳細な工程を調整の上決定すること。
- ・作業着手までの期間に調査及び、施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
- ・作業着手までの施設内調査は、事前に市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。
- ・工事期間中、改修範囲は施設運営しているため、安全対策には十分配慮すること。なお、改修作業については、原則日曜日及び祝日とし、平日は改修箇所以外の便所及びその他の部屋を便するにすること。
- ・監督員、施設管理者と打合せをし、工事の日程を決めること。
- ・断水作業、停電作業を行う際は施設管理者と打合せをしたうえで施工を行うこと。
- ・作業用の電力・用水は既存の施設を無償で利用出来る。但し、施設運営に影響しないよう事前に打合せをする。
- ・大型車両の出入りの際には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。
- ・作業着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等あれば、写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担に於いて速やかに復旧すると共に、市監督員に報告をすること。
- ・設計書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
- ・防火区画が必要となる箇所は図面に明記なくとも防火区画貫通処理を行うこと。
- ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ・施工時間については施設管理者と協議のうえ決定とする。
- ・はつり等騒音を伴う作業は、施設休園日に行うことを原則とする。
- ・令和3年12月3日までに中間検査を受け、便所A、B、D、E、Hの引き渡しを行うこと。
- また、沐浴・便所・洗濯室及び便所C、F、Gは上記の箇所を引渡し後に施工を行うこと。
- ・受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手及び 工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

【解体撤去処分】

- ・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
- また、工事着手前に、施工方法を記した施工計画書を市監督員に提出し承諾を得ること。
- ・工事完了後、速やかに施工報告書（マニフェスト等の写しA・B2・D）を市監督員に提示すること。

衛生器具表

名称	仕様・参考型番	沐浴・便所・洗濯室	便所	計						
			A	B	C	D	E	F	G	
洋風便器（コナタイプ）（リフト・リフト） （床給水・壁給水）	CS510BM, SS510BABFS, TCF5524, HP430-7, HH04060, YH702, 他付属品共	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	該当品なし									
幼児用大便器（3-5歳児）	CS300B, S300BK, TCF40（暖房便座）, TS300S1GR, T82C38, YH500, 他付属品共	1	1	1	1	1	1	1	1	4
	C-P143S, DT-520XECH38, CF-43DCK（暖房便座）, CF-8AWP, CF-103BC, CF-121L, CF-AA23D（紙巻器）, 他付属品共									

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による。

【適用基準】

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成31年版」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成31年版」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「建築、電気、機械設備工事監理指針 令和元年版」
- ・独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」

津市立香良洲浜っ子幼児園便所改修工事		縮尺 1/500
図面名称	位置図・配置図・特記事項	原因：A 2
津市建設部営繕課		No. 1/5

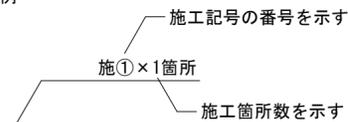
### 機械設備改修施工要領図

施工記号	①	②
改修前		
改修後		
既設仕様	ロータンク式和便器 (壁給水)	ロータンク式和便器 (壁給水)
新設仕様	コンパクトリモナル便器・コーナータイプ (壁給水)	ロータンク式洋風便器 (壁給水)

※上記の機械設備改修施工要領図は参考とする。  
 ※露出部にて「ラ」止めをする際は、化粧「ラ」止めをすること。  
 ※紙巻器及び手すり等の撤去あと穴は、穴埋め補修を行うこと。  
 ※器具の更新に伴い、床給水の場合は給排水管の更新を各1mずつ見込むこと。

図示記号	名称
— — — — —	給水管
— — — — —	排水管
⊗	水栓金具

表記例



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示の衛生器具、給排水管、付属金具等を撤去新設する。</li> <li>・ 土間コンクリートはつり等躯体工事を行う。</li> <li>・ 壁内不要埋込配管は管端部処理の上放置とする。</li> <li>・ 既設ブースに紙巻器及びL型手すりを取り付ける際は裏板をあて、貫通ボルト・化粧ナットで固定すること。</li> </ul>
---

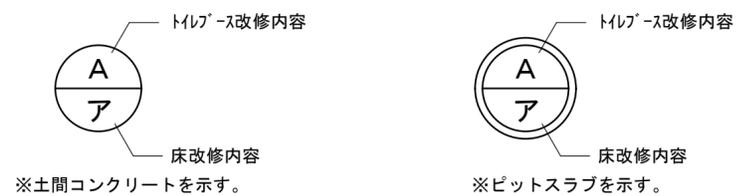
### 建築工事改修施工要領図

施工記号	A	B
改修前		
改修後		

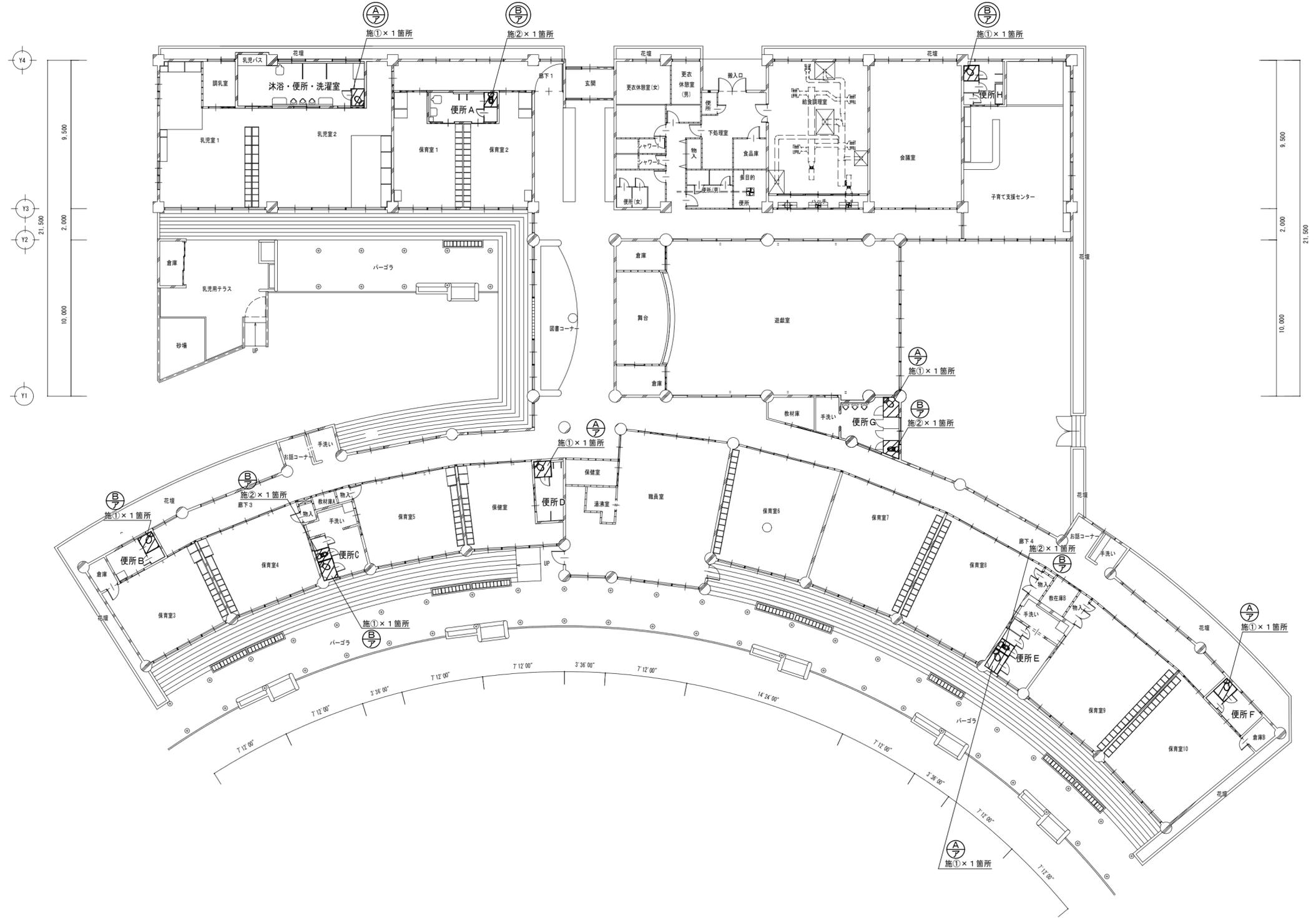
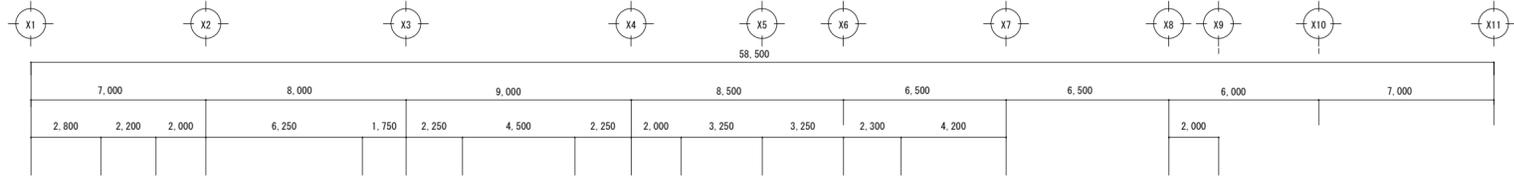
施工記号	床	床改修内容	
ア	モザイクタイル	改修前	モザイクタイル・土間コンクリート 周囲カッター入れ
		改修後	モザイクタイル50角張り モルタル下地t=22 土間コンクリート (Fc21) t=150 タテコD10-@200 あと施工アンカー(金属系) D10-@200 ※ポリエチレンフィルムt=0.15 (土間コンクリートのみ)

※上記の建築工事改修施工要領図は参考とする。  
 ※施工に先立ち現地確認を行い、相違がある場合は監督員と協議を行うこと。  
 ※トイレース扉の開き勝手を変更に必要な金物は本工事に含む。  
 ※表示錠・取手・戸当り等が無い場合は設置すること。  
 ※金物等の撤去あと穴は、穴埋め補修を行うこと。  
 ※土間コンクリート撤去時には、監督員による現地確認を行い、配筋計画を協議の上決定すること。

表記例



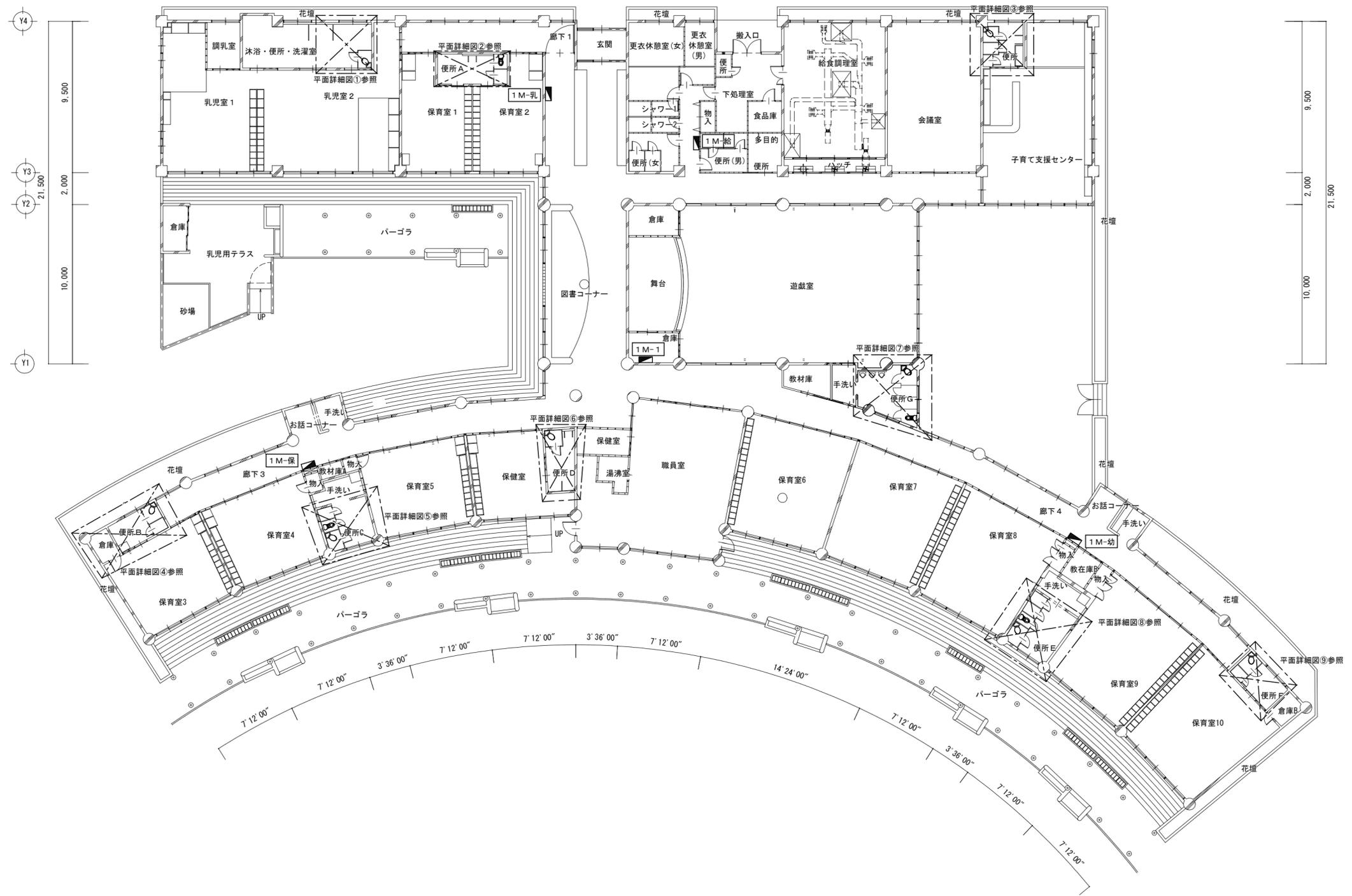
津市立香良洲浜っ子幼児園便所改修工事		編尺	N/S
図面名称	凡例・機械設備改修施工要領図・建築工事改修施工要領図	原因	A 2
津市建設部営繕課		No.	2/5



1階平面図 S=1/200

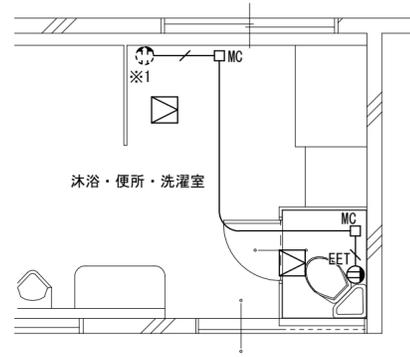
津市立香良洲浜っ子幼児園便所改修工事		縮尺	1/200
図面名称	1階平面図	原図	A 2
津市建設部営繕課		No.	3/5

X1	X2	X3	X4	X5	X6	X7	X8	X9	X10	X11
7,000			8,000		9,000		8,500		6,500	
2,800	2,200	2,000	6,250	1,750	2,250	4,500	2,250	2,000	3,250	3,250
									2,300	4,200
									2,000	

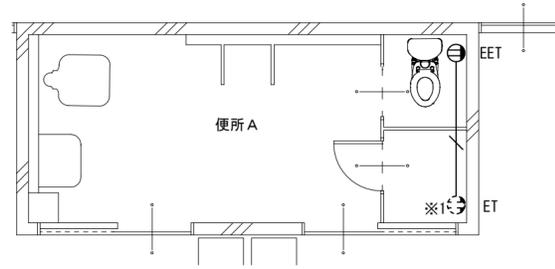


1階平面図 S=1/200

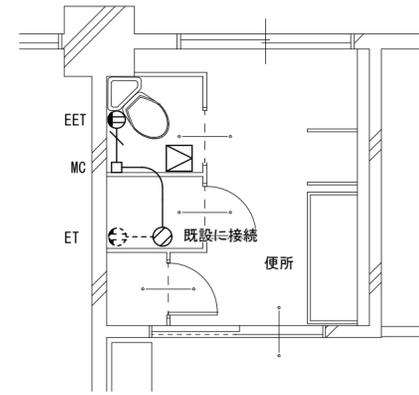
津市立香良洲浜っ子幼児園便所改修工事		縮尺	1/200
図面名称	電気設備 1階平面図	原図	A 2
津市建設部営繕課		No.	4/5



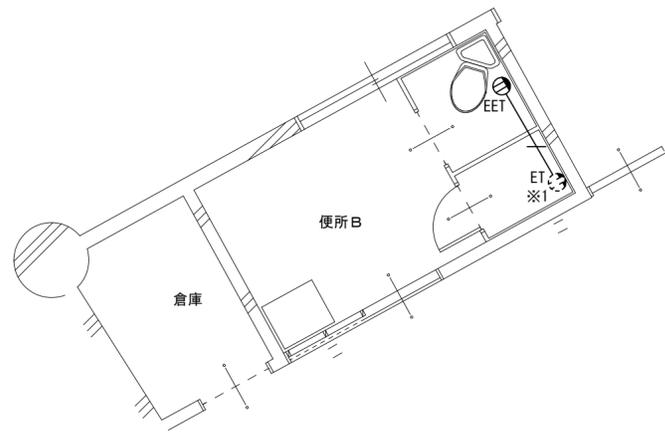
平面詳細図① S=1/50



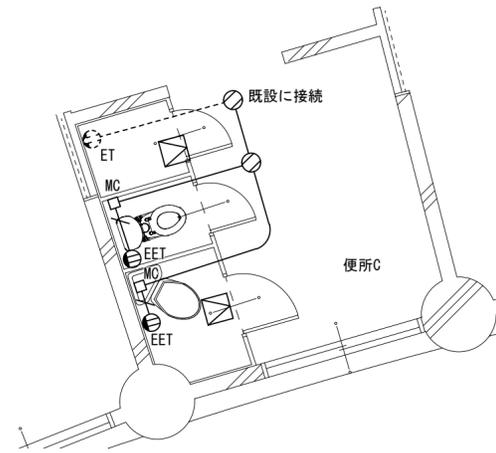
平面詳細図② S=1/50



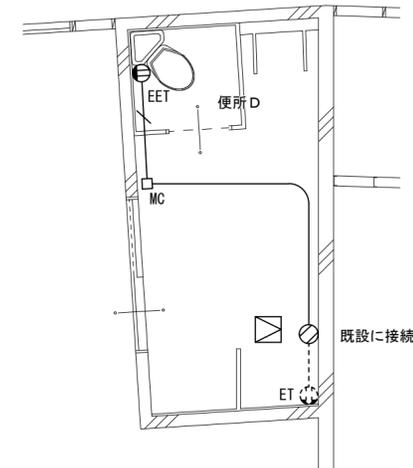
平面詳細図③ S=1/50



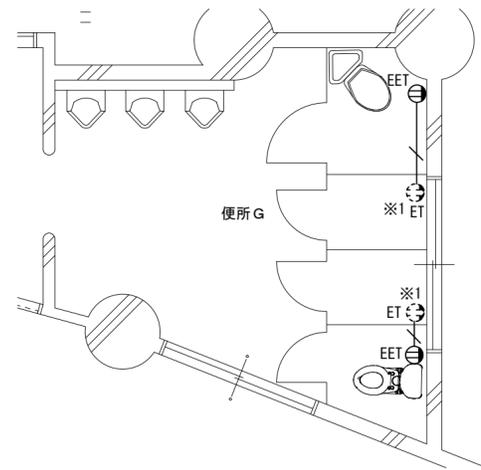
平面詳細図④ S=1/50



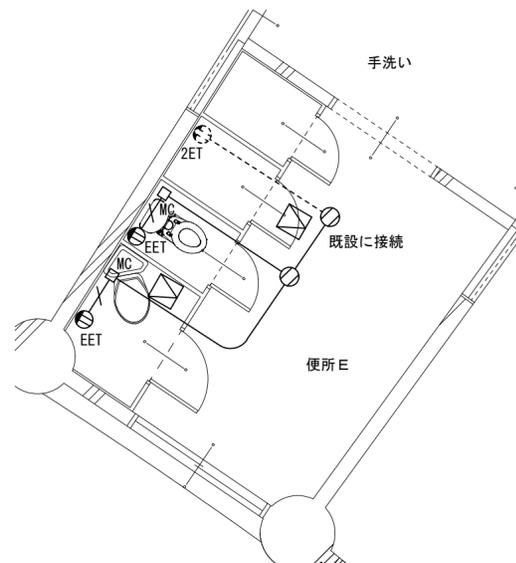
平面詳細図⑤ S=1/50



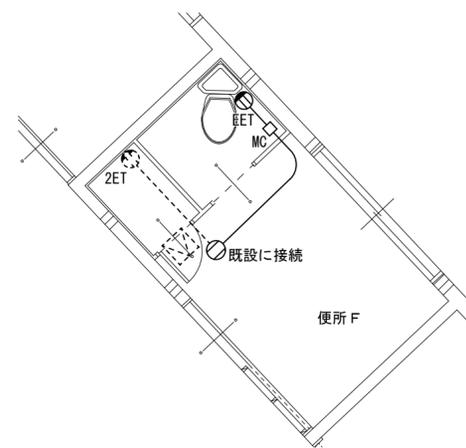
平面詳細図⑥ S=1/50



平面詳細図⑦ S=1/50



平面詳細図⑧ S=1/50



平面詳細図⑨ S=1/50

凡例	摘要
—	VVF2.0-3C (天井ころがし)
—	VVF2.0-3C (MMA)
⊙ <sub>EET</sub>	2P15A×1E+ET
⊙	7カトレットボックス
□ <sub>MC(A)</sub>	メルモルコーナボックス型
⊠	天井点検口 450×450

点線は既設を示す  
 ※1 電源取り出しのため既設コンセント脱着、ボックス取付

津市立香良洲浜っ子幼児園便所改修工事		縮尺	1/50
図面名称	電気設備 平面詳細図	原図	A 2
津市建設部営繕課		No.	5/5